

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】

むつ商工会議所 総務課

〒035-0071

青森県むつ市小川町2丁目11-4

TEL 0175-22-2281

FAX 0175-22-0167

E-mail:mutsucc2@jomon.or.jp

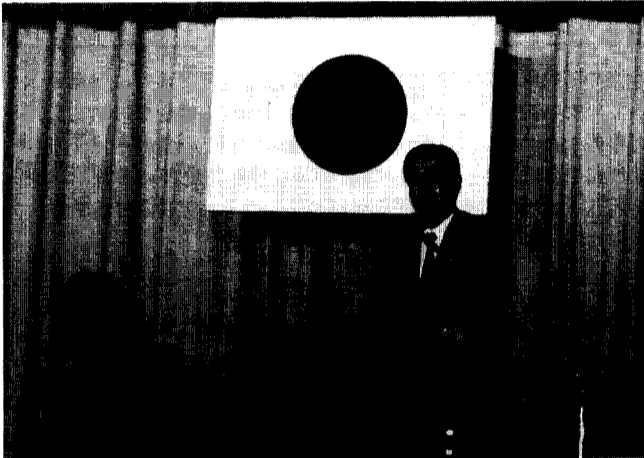


むつ商工会議所報

Mutsu Chamber Of Cmmerce And Industry

人格

むつ商工会議所は、商工会議所法に基づく法人です。



祝辞をのべる村井副知事

五月二十七日、むつグランドホテルにおいて、むつ商工会議所創立祝賀会が来賓・会員あわせて四〇〇余名の出席のもと盛大に開催された。
菊池健治副会頭の開会の挨拶にはじまり、鷹架武一会頭がこれまでの経過や今後の抱負を含めた挨拶の後、東北通産局産業部次長湯村治夫氏、青森県副知事村井博美氏、むつ市長 杉山庸氏、海上自衛隊大湊地方総監 山崎真氏、青森県商工会議所連合会長 沼田吉蔵氏の皆様から来賓を代表して祝辞があった。続いて日本商工会議所会頭 稲葉興作氏のメッセージを瀬川素之専務理事が朗読披露し又、山本文三常議員から祝電の披露があった。その後来賓の方々による鏡開きを行い青森県議員中新鐵男氏からの乾杯発声で祝宴に入った。
祝宴では、中村流中村登茂輝様の祝舞があり、終始なごやかな雰囲気の中に終了した。むつ商工会議所の最初大きな事業が無事終了したことにより、これからのいよいよ本格的に商工会議所としての使命を目指した事業を展開することになる。

創立祝賀会を

参加者
400名

盛大に開催



来賓の皆様による鏡開き



歓迎式・激励会 会場内風景

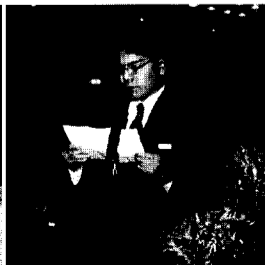
去る六月九日、むつグランドホテルに於いて開催された「新卒者就職歓迎式・激励会」並びに「新入社員セミナー」に地元企業に新卒採用された四十一名(十五社)が参加した。
第一部の「歓迎式並びに激励会」では、主催者を代表して鷹架会頭が挨拶した後「歓迎のことば」を杉山むつ市長(代読：沢谷経済部長より賜り、むつ商工会議所から参加者四十一名に記念品を、代表の(南)ファミリーマートさとうの畑中和美さんに手渡された。
つづいて下北信用金庫の亀田大樹くんが、「誓いのことば」をのべ、高田むつ公共職業安定所長より、「激励のことば」を頂き、閉会した。
第二部の「新入社員セミナー」では、NTT東北テレマの秋元先生より「接遇対応マナーと電話対応マナー」の基本を学び、おじぎのしかたや言葉づかい、電話をかける時、受ける時の心得等を演習しながら修得した。
この事業は、商工会時代からの継続事業で、新入社員セミナーは四月、歓迎式・激励会は、七月に実施していたものを今回同時開催した。新入社員セミナーは、実際に働き出す前に実施した方がよいのではないかと考えもあり、来年三月に平成十一年度の内定者対象に実施する予定である。



おじぎの演習



電話対応の演習



亀田くんによる誓いのことば



記念品を受ける畑中さん
(南ファミリーマートさとう)

新卒者就職歓迎式・激励会 新入社員セミナー開催す!!

青森県商工会議所連合会(沼田吉蔵会長)は六月四日、弘前市の弘前商工会館で第四十八回会員大会を開催し、下北半島縦貫道路の早期完成について、など七十項目の要望を取りまとめた。
要望の内訳は、新規が二十件、継続五十件。その内、県内七商工会議所共同の要望は十九件。今年五月の大規模小売店舗立地法等の成立を受け、八戸、青森の両会議所で中心市街地活性化及び振興を要望。この二件を

70件の要望を取りまとめ

- 含め、中心街関係は計八件が提出された。
また道路関係では、八戸商工会議所より、東北縦貫自動車道八戸・青森線の促進、むつ商工会議所より、下北半島縦貫道路の早期完成等々二十二件。
大会には、県内七商工会議所の役員等六十名が出席。要望の実現を目指す決議を採択した。むつ商工会議所からは、鷹架会頭と瀬川専務が出席。
むつ商工会議所の要望事項は次の通り
- ①下北半島縦貫道路の早期完成について
 - ②エネルギー・海洋研究の拠点都市形成の促進について
 - ③原子力発電所設置に伴う地元受注の促進と受入体制の整備について
 - ④産業活性化のための地場産業の育成と下北半島ランド創世の指導助成について

下北半島縦貫道路早期完成など

県商議所連が会員大会

平成10年度 青森県観光施設整備資金貸付制度のご案内

青森県文化観光推進課

この制度は、県内の観光関係の事業を営む中小企業の方々が観光関係の施設整備を行う場合に、長期かつ低利で設備資金の貸付けを受けられるものです。

資金の貸付対象者

中小企業の方で観光施設を新增設又は改築する場合の設備資金の貸付けを行うものです。

ただし、用地取得のための事業資金は貸付の対象にはなりません。

〈参考〉

1 この制度での中小企業者の定義

業種	従業員	資本金
工業・運送業等	300人以下	10,000万円以下
卸売業	100人以下	3,000万円以下
小売業・サービス業	50人以下	1,000万円以下

2 観光施設例

- ・宿泊施設—ホテル、旅館、民宿、ペンション等
- ・休憩施設—レストラン、土産品販売施設等
- ・スポーツ・リクリエーション施設—遊園施設、野営場、釣り場等。
- ・その他観光施設として知事が必要と認めるもの

貸付額及び返済方法

- 1 観光施設の施設整備に必要な額の80%までをお貸しします。ただし、お貸しできる金額は1億円以下です。
- 2 貸付利率は、年2.3%以内(平成10年4月1日)
- 3 返済は、2年据置を含み、10年の元金均等償還となります。
- 4 その他、資金の貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件になります。

申込方法その他

この制度をご利用したい方は、金融機関の融資担当までご相談ください。金融機関の所定の手続きにより県に申請がなされます。

県では、各金融機関からの申請に基づき、観光施設整備資金貸付審査委員会に諮り、資金の貸付け決定を行います。

※ 制度及びご利用についてのお問い合わせは、お気軽に
 県文化観光推進課
 (電話 0177-34-9385) へどうぞ。

中小企業設備近代化資金貸付制度について

この制度は、県内の中小企業の方が機械設備の近代化を図りたいと思っても、金融機関からの借入が容易でない場合に、県が直接、長期無利子で設備資金の2分の1を融資する制度です。

対象となる企業及び設備

1 対象となる企業は、県内で原則として1年以上の営業実績があり、別表の「貸付対象企業」欄に該当する中小企業(個人及び下表の会社)です。

《中小企業》	業種	従業員	資本金
	製造・建設・運送業	300人以下	1億円以下
	鉱業	1,000人以下	1億円以下
	小売業・サービス業	50人以下	1千万円以下
	卸売業	100人以下	3千万円以下

2 対象となる設備は別表の「対象設備」欄の設備(新品に限る)で、県内に設置されるものです。表にのっていない設備についても、対象と認められる場合もあります。

ただし、設備はその年の1月1日以後に発注契約したもので、その年の4月1日から翌年の3月31日までに納入設置されるものに限り、(前払金がある場合はその年の1月1日から3月31日までの支払額が設備額の3分の1以下に限り、)

なお、土地及び建物は対象にはなりません。

貸付額及び返済方法

- 1 設備の設置に必要な額の50%までをお貸しします。ただし、お貸しできる金額は50万円以上4,000万円以下です。
- 2 返済は1年据置後、4年の年賦均等償還となります。なお、汚水処理設備等の公害防止施設は11年の年賦均等償還となります。

貸付の条件

1 不動産担保及び保証人の条件は、以下のとおりです。

貸付額	条件
50万円～700万円	不動産担保または保証人 (個人企業2名、法人企業3名)
701万円～2,000万円	不動産担保または保証人 (個人企業2名、法人企業3名、但し、社外保証人1名以上含むこと)
2,001万円～4,000万円	不動産担保

注) ①不動産担保の場合の保証人は、法人企業のみ代表者1名が必要です。
 ②保証人のみの場合は、保証人は原則としてそれぞれ別生計であること。

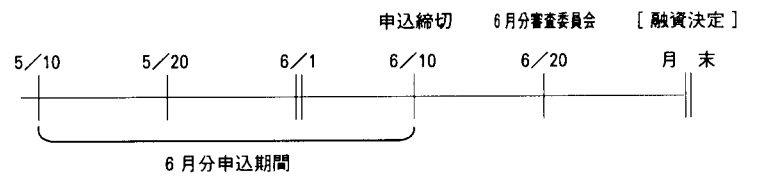
2 設備には、完済するまで、損害保険を付保していただきます。

お問い合わせ むつ商工会議所 指導課

◆マル経資金の申込締切について(お知らせ)◆

無担保・無保証人融資制度(マル経)の申込締切が次のとおりとなりますので、お知らせ致します。

- 申込締切：毎月10日
- 審査委員会：毎月20日前後
- 融資決定の目安：月末



無担保・無保証人マル経金融融資について(お知らせ)

(小企業経営改善資金)

	運転資金	設備資金
利率	2.3%(4月13日現在)	
融資額	550万円以内(別枠450万円以内)	
融資期間	4年以内	6年以内
(据え置き期間)	6ヶ月以内	

※別枠については、平成11年3月31日までの時限立方で、申し込みの際、現物資料・事後指導・条件変更なしの扱いとなっております。

経営改善に資する目的で推薦を受ける者が、その目的に積極的に取り組むことが必要であり、そのためには商工会議所が実施する各種事業への出席・参加及び相談等によって自己の経営状況を的確に把握し、小企業の経営を万全なものとするのが本融資制度の趣旨となっております。

国及び国民金融公庫の強い指導によって、マル経融資制度のより適正な運用が求められているところから、むつ商工会議所では、融資要件について次のとおり実施することになりましたので、お知らせいたします。

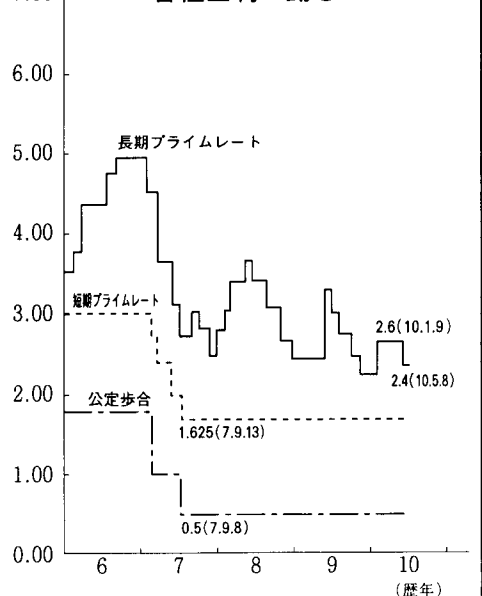
【推薦要件(マル経資金推薦事務要領抜粋)】

- ①指導要件……従前から商工会議所の指導を受けている者であること。
- ②規模要件……卸売・小売業・飲食店・サービス業は常時使用する従業員数が5人以下、製造業・鉱業建設業・運輸は常時使用する従業員が20人以下の小企業者及びこれに準ずる者であること。

この中で特に、平成11年以降、平成10年度中において商工会議所が実施する説明会等へ出席した者及び相談実績のある者でなければ融資対象とすることが出来なくなります。

- ※ 説明会等とは、商工会議所が実施する経営改善に資する金融、労働、税務、経営、取引及び経理等の説明会・講習会・講演会です。詳細は商工会議所指導課(TEL22-2281)へお問い合わせ下さい。
 - ③居住要件……最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っていること。
 - ④業種要件……非対象業種でないこと。環境衛生関係業種は運転資金に限る。
 - ⑤納税要件……所得税・法人税、事業税又は県民税若しくは市民税を滞納していないこと。
- 開催案内のあて名シール(マル経推薦対象指導事業)記入のある事業が対象となります。

各種金利の動き



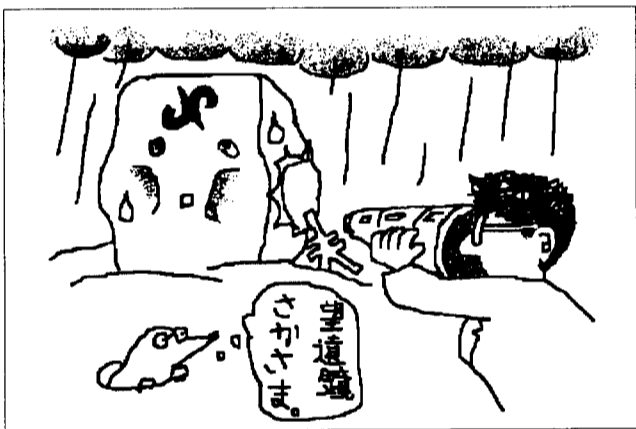


主な活動

- 経営研究事業
 - 経営セミナー、研究会の開催
 - 外部講師による講演会、勉強会
- 親睦事業
 - 観桜会、忘年会、新年会
 - 親睦旅行、ゴルフコンペの開催
- 地域開発事業
 - むつ桜まつりボンボリ設置事業
 - 先進地視察研修の実施
 - 地元商店街の活性化に関する調査研究

加入資格は、会員事業所の満50歳までの経営者、後継者、又は幹部従業員の方です。加入については事業局指導課杉林、松谷まで(22-2281)

商工会議所 物語



**経営の安定を図ろうとする
県内の中小企業の方へお知らせします。**

県では、消費の低迷等の影響から業況が未だ回復せず、売上の減少等から資金繰りに支障を生じている県内の中小企業者の方の経営の安定を図るため、長期かつ低利な「青森県中小企業経営安定化緊急支援資金」(◎マルアン)を緊急的に創設し、7月1日からスタートしましたので、お知らせします。

融資対象者	・最近3か月間の売上高が平成6年以降のいずれかの年の同じ時期に比べて5%以上減少するなど一定の要件を満たしている方
融資限度額	運転資金 1企業につき2,000万円以内
融資期間	7年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.9%
保証料	年0.7%(無担保保険に該当する場合は、年0.67%)
受付場所	各商工会議所・商工会 ※この融資制度を受けるには商工会議所又は商工会の推薦が必要ですので、地元の商工会議所等に御相談下さい。
取扱金融機関	県内金融機関(都銀、地銀、信金、信用組合、商工中金) ※詳細については下記問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

青森県商工政策課 商工金融班 電話0177-34-9368
青森県信用保証協会本所・各支所 電話0177-23-1351(本所)
むつ商工会議所 指導課 電話22-2281

平成10年分

所得税の特別減税の改正のあらまし

特別減税額の引上げ

特別減税額が引き上げられ、次の金額の合計額とされました。ただし、その合計額が本人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 本人……38,000円
(当初分18,000円+追加分20,000円)
- 控除対象配偶者と扶養親族…1人につき19,000円
(当初分9,000円+追加分10,000円)

特別減税の実施方法

特別減税の実施方法は、次のようになります。

給与所得がある方

扶養控除等申告書を提出して給与の支給を受けている方については、平成10年8月以後最初に支払われる給与の源泉徴収税額から特別減税の追加分が控除されます(7月31日現在、当初分の特別減税の控除未済額がある場合は、その額も合わせて控除されます)。なお、控除しきれない部分については、以後平成10年中に支払われる給与の源泉徴収税額から順次控除されます。また、今後行う年末調整においては、平成10年分の給与に対する年税額から改正後の特別減税額が控除(精算)されます。

※それぞれの給与の支払の際における特別減税の控除額は、給与支払明細書に記載されることになっています。

公的年金等を受けている方

扶養親族等申告書を提出して公的年金等の支給を受けている方については、給与所得と同様、平成10年8月以後に特別減税の追加分が控除されます。また、最終的には、確定申告の際に特別減税額を精算することになります。

事業所得や不動産所得などがある方

平成10年分所得税の予定納税第1期分の納期が7月から8月に変わりました。確定申告をする事業所得や不動産所得などがある方については、第1期(8月)分の予定納税額から改正後の特別減税額が控除されます。なお、控除しきれない部分については、第2期(11月)分から控除されます。予定納税のない方は、平成10年分の確定申告の際に、改正後の特別減税の適用を受けることとなります。

※給与所得者や年金受給者で、不動産所得などの他の所得がある方は、源泉徴収段階で特別減税の適用を受けた上、最終的には、確定申告の際に特別減税額を精算することになります。

インターネットの国税庁のホームページに、特別減税の改正の概要を掲載していますので、ご利用ください。
アドレスは、
<http://www.netspace.or.jp/~taxanser>
また、タックスアンサーでもご利用できます。利用コードは「1020」です。

平成10年度分

個人住民税の特別減税の改正のあらまし

特別減税額の引上げ

- 本人……17,000円
(当初分8,000円+追加分9,000円)
- 控除対象配偶者と扶養親族…1人につき8,500円
(当初分4,000円+追加分4,500円)

特別減税の実施方法

給与所得者(特別徴収の場合)

平成10年6月は徴収されず、改正後の特別減税額を控除した後の年税額が7月から翌年5月までの11か月で徴収されます。

公的年金等受給者、事業所得者等(普通徴収の場合)

平成10年度第1期に納付すべき個人住民税から改正後の特別減税額が控除されます(第1期分の納期が6月から7月に変更されている場合があります)。なお、第1期分で控除しきれない部分については、第2期以降順次控除されます。

	特別減税の額	所得税	個人住民税	合計
納税者	追加分	20,000円	9,000円	29,000円
	当初分	18,000円	8,000円	26,000円
	合計	38,000円	17,000円	55,000円
扶養親族等1人につき	追加分	10,000円	4,500円	14,500円
	当初分	9,000円	4,000円	13,000円
	合計	19,000円	8,500円	27,500円
夫親子2人の標準世帯	追加分	50,000円	22,500円	72,500円
	当初分	45,000円	20,000円	65,000円
	合計	95,000円	42,500円	137,500円

*所得税額(平成10年分)・個人住民税所得割額(平成10年度分)がそれぞれ上記の合計額を下回る額の場合は、その額が減税額になります。

特別減税(追加分)の開始時期

○所得税 平成10年8月 ○個人住民税 平成10年6月

*事業所得者等で平成10年分所得税の予定納税のない方は、平成10年分の確定申告の際に実施されます。

*事業所得者等の平成10年分所得税の予定納税第1期分の納期が7月から8月に変わりました。また、個人住民税の第1期分の納期については、各市町村にご確認ください。

お問い合わせ むつ商工会議所 指導課

平成10年6月23日現在

国民金融公庫の貸付利率が かわりました。

◎普通貸付 **年2.30%**
平成10年6月10日実行分から

◎小企業等経営改善貸付 **年2.05%**
(無担保・無保証人[◎]制度) 平成10年6月10日実行分から

◎国の教育ローン **年2.50%**

※ 貸付利率は、予告なく変わることがあります。

☆中小企業の事業主の皆様へ 各種助成金制度をご利用下さい!

助成金等説明会のご案内

- 日時 平成10年7月16日(木) 13:30~15:30
- 場所 下北文化会館2階第1集会室 ☎22-8411
- 内容
 - (1)労働力確保法、業種雇用安定法について
むつ公共職業安定所 所長 高田 修氏
 - (2)事例紹介
テーマ「新しい事業に取り組んで」
講師 (株)油川電器 代表取締役 榊 一江氏
 - (3)助成金等支援制度について
青森雇用促進センター 指導役 安田由香子氏
- 定員 50名
- 参加料 無料
- 《主催》 むつ商工会議所・雇用促進事業団青森雇用促進センター
- 《共催》 助産業雇用安定センター 青森事務所 むつ公共職業安定所
- 【お申し込み・お問い合わせ】
青森雇用促進センター 雇用改善部門 安田
☎ 0177-77-1234
FAX 0177-77-1187

商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	越善建築	越善清勝	上川町2-51	建設業
2	フレンド	川端淳子	田名部字下川18-81	サービス業
3	麦沢造林	麦沢富男	田名部字土手内74-248	林業
4	スナック林檎	斉藤雪子	田名部町6-9	飲食業
5	山本建設工業	山本正利	大曲1-12-9	建設業
6	ゴルフ工房チョイス	米谷信夫	上川町1-7	サービス業
7	オートコレクション	零石貞人	大曲3-6-15	建設業

◆会費収納規約が制定される◆

去る5月27日のむつ商工会議所臨時議員総会にて、むつ商工会議所会費収納規約が承認制定されました。これにより別表のとおり会費を徴収することになります。

なお、今年度は8月分より従来どおりの収納方法により、年額から4月~7月まで徴収した会費の差額分を均等に徴収することになりますので、ご理解下さいませようお願いします。

平成11年度より、4月中の年額一括払いになります。(希望により3回の分割払いが可能)別表

(1口3,000円×負担口数が年会費金額)

会費負担口数基準表

(単位:口以上)

従業員数	0人	11人	31人	51人	101人以上
資本金額	10人	30人	50人	100人	
0円 (個人事業所)	6	6	8	10	12
5百万円以下	6	6	8	10	14
5百万円超 ~ 1千万円以下	8	8	8	10	14
1千万円超 ~ 3千万円以下	12	12	12	12	14
3千万円超	16	16	16	16	16

4級ワープロ技能検定合格者

5月30日(土)施行

畑中峰千代 長津由紀子

浜田 朋子 杉田 篤

佐藤 美咲 富樫美保子

第89回日商簿記検定試験合格者
(平成10年6月14日実施)

◇3級
飯田 晴美 (株)むつ不動産取引センター)
水野 徹平 (電源開発(株))
山口あや子 (佐井村漁業協同組合)
松橋千佳子 (有)シヨシユール)

(当地区の実受験者数に対する
合格率44.4%)

あすなろ共済が『むつ商工会議所生命共済』として生まれ変わりました。

(平成10年6月1日~)

7月6日より17日まで、商工会議所職員並びに日本団体生命職員がキャンペーンを行ないます。この機会にぜひご加入を!!

▶保障の範囲と月額掛金

保障範囲	月額掛金 (概算)	5口	4口	3口	2口	1口
災害死亡・高度障害保険金 (災害保険金+死亡・高度障害保険金)	1,000万円	4,500円	3,600円	2,700円	1,800円	900円
病気死亡・高度障害保険金	500万円	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円
不慮の事故による	障害給付金 (別表参照)	350~50万円	280~40万円	210~30万円	140~20万円	70~10万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき7,500円	1日につき6,000円	1日につき4,500円	1日につき3,000円	1日につき1,500円
※ 独自の見舞金	病気による入院見舞金 (1人年1回限度)	10日以上30日以内 一時金として15,000円	10日以上30日以内 一時金として12,000円	10日以上30日以内 一時金として9,000円	10日以上30日以内 一時金として6,000円	10日以上30日以内 一時金として3,000円
	不慮の事故による通院見舞金 (1人年1回限度)	5日以上10日以内 一時金として15,000円	5日以上10日以内 一時金として12,000円	5日以上10日以内 一時金として9,000円	5日以上10日以内 一時金として6,000円	5日以上10日以内 一時金として3,000円
		11日以上 一時金として25,000円	11日以上 一時金として20,000円	11日以上 一時金として15,000円	11日以上 一時金として10,000円	11日以上 一時金として5,000円

会議所共済の特徴

- ・1口900円、(年齢に関係なく一律) 安価な共済です。
- ・14歳6ヶ月~60歳6ヶ月までの方が加入できます。
- ・医師の診断を受ける必要はありません。
- ・1人(被保険者) 1口(900円)~5口(4,500円)まで加入できます。
- ・災害・病気・不慮の事故による入院・障害給付金を支給します。
- ・むつ商工会議所が独自に病気による入院見舞金・事故による通院見舞金を支給します。
- ・1年間運営し、剰余金が出ると契約者に配当金(実績-8年度48.9% 7年度37%)をお支払いします。

詳しい資料・お問い合わせは

むつ商工会議所振興課 22-2281(代) 日本団体生命むつ分室 23-7874